平成２７年（フ）第９５９号
愛知県津島市唐臼町西島71番地１　県営唐臼住宅７棟404号
債務者　石村　直美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３５号
愛知県北名古屋市九之坪西町11番地　サンメゾン西春403号、従前の住所愛知県北名古屋市二子比良出53番地１
債務者　山田　雅子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１３００号
千葉県市川市関ケ島４番20号
破産者　株式会社市川建設
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３０１号
千葉県市川市加藤新田202―１　（ヴェレーナシティ行徳１街区705号）、開始決定時の住所千葉県市川市関ケ島４―20
破産者　市川　義昭
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８０９号
神奈川県横浜市緑区三保町1407―１、開始決定時の住所神奈川県横浜市緑区三保町2608―３　リーベスト中山Ｂ―206
破産者　江成奈穂子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８０７号
広島県福山市松永町２丁目３―25、開始決定時の住所埼玉県川口市大字東内野503―19
破産者　田畑　英也
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１３１号
千葉県木更津市大和２丁目１番10号
破産者　有限会社川名商事
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５３５号
埼玉県川口市西川口４丁目８―25　パレス西川口第11　203
破産者　須賀　靖夫
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５５５号
東京都日野市平山５丁目15―２―203
破産者　菊池　紀一
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６２５号
東京都清瀬市松山１丁目44―３　ライオンズマンション清瀬第２・124
破産者　田中恒太郎
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８１７号
東京都新宿区西落合４丁目３―９―401
破産者　高橋　　茂
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８１８号
東京都新宿区西落合４丁目３―９―401
破産者　高橋　節子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８２５号
千葉県印西市原４丁目５番地　３棟403
破産者　平井　博美
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３５号
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵74―５
破産者　稲見　誠一
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３１号
東京都江戸川区篠崎町１丁目11―14
破産者　山下　　勇
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０２５号
神奈川県横浜市金沢区町屋町35番17号
破産者　有限会社コレクト
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０２６号
東京都町田市西成瀬１丁目21―２
破産者　和田　吉弘
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０８９号
東京都墨田区文花１丁目27―31―102
破産者　渡部　伸也
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１０９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣375番地１
破産者　有限会社興和達建
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１１０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣375―１
破産者　早川　　茂
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１１１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣375―１
破産者　早川　恵美
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部